

引っ越しの際は忘れずに！ し尿のくみ取りには手続きが必要です

引っ越しなどで、新たにくみ取り式トイレを利用する方や利用しなくなる方は、手続きが必要です。転入・転出・転居などの届出だけでは自動的に加入や取り消しとはなりません。必ず手続きをお願いします。

手続き場所 東総衛生組合または生活環境課環境係 ※手続きの際には印鑑が必要です。

手続きを忘れた場合

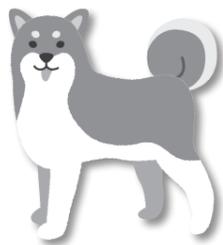
手続きが終わるまでくみ取り作業が開始できなかつたり、転出、転居後も今まで通りくみ取りが行われ、料金が発生します。

お問合せ●東総衛生組合 ☎ 0479-62-0794
生活環境課環境係 ☎ 76-5406

犬の登録と狂犬病予防注射

- 1 犬の新規登録手数料…3,000円
- 2 狂犬病予防注射手数料…3,150円
- 3 狂犬病予防注射済票…550円

犬の新規登録と狂犬病予防注射を行います。日程内であればどの場所でも受けられますので、都合の良い場所や日時を選んで、愛犬と一緒にお越しください。



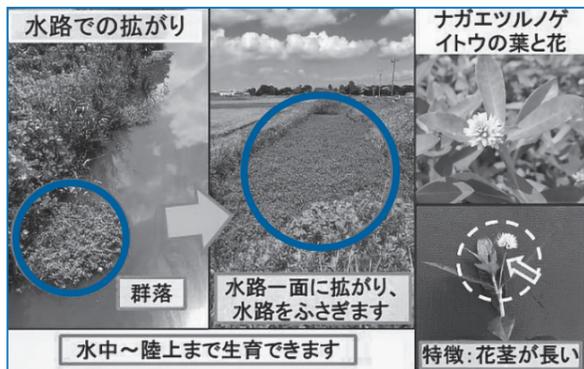
期日	場所	時間
4月15日(火)	旧中農協倉庫	午前9時30分～11時30分
	五辻共同利用施設	午後1時～1時50分
	旧飯笹農協倉庫	午後2時10分～3時
4月16日(水)	牛尾共同利用施設	午前9時30分～10時20分
	船越共同利用施設	午前10時40分～11時30分
	旧常盤農協倉庫	午後1時～2時20分
	南玉造農村共同館	午後2時40分～3時30分

期日	場所	時間
4月17日(木)	旧久賀小学校跡地	午前9時30分～10時20分
	西古内グラウンド駐車場	午前10時40分～11時30分
	旧十余三小学校跡地	午後1時～1時50分
	旧北保育所前	午後2時10分～3時
4月18日(金)	役場附属棟	午前9時30分～11時30分
	〃	午後1時～2時
5月11日(日)	〃	午前9時30分～11時30分

お問合せ●生活環境課環境係 ☎ 76-5406

特定外来生物「ナガエツルノゲイトウ」にご注意！

栗山川を中心にナガエツルノゲイトウが生い茂り、水田への侵入も確認されています。ナガエツルノゲイトウは、南米原産の多年草で特定外来生物に指定されており、水陸両生で繁殖力、再生力、侵略性が強いことから「史上最悪の侵略的植物」とも呼ばれています。刈払いによって断片が農地に侵入するおそれがあるため、定着がみられる畦畔では、除草剤中心の管理をお願いします。



あじさい橋より撮影（令和6年8月）

町内の畦畔や畑地で「ナガエツルノゲイトウ」を見かけたら、早急に下記お問合せ先までご連絡ください。

お問合せ●産業経済課農業振興係 ☎ 76-5404
生活環境課環境係 ☎ 76-5406



千葉県ホームページ

多古こども園職員募集！

多古こども園では、次の職種の会計年度任用職員(保育教諭・保育士)を募集します。

- 職種** ●保育教諭(保育士)【若干名】
仕事内容 ●保育業務全般
資格 ●保育教諭(幼稚園教諭および保育士の資格を持つ方)または保育士
給与 ●保育教諭A：3年以上実務経験のある保育教諭
月額 239,000円
保育教諭B：保育教諭A以外の者、保育士
月額 216,400円
※調整額を含む
この他地域手当や継続勤務による昇給あり
勤務時間 ●月～金曜日の午前8時30分から午後5時15分
※パートタイムでの勤務を希望される方も対応しますのでご相談ください。詳しくはこちら
その他 ●通勤手当や地域手当などの各種手当・賞与(年2回)・社会保険および雇用保険の適用あり
申込方法 ●お電話の上、履歴書と資格証の写しをご提出ください。
※保育補助も募集しています。詳しくは多古こども園へお問い合わせください。
申込・お問合せ ●多古こども園(〒289-2241 多古町多古2000-6) ☎ 76-6050



森林をお持ちの方へ

伐採造林届の添付書類は提出が義務化されています！

森林(*)を伐採するときは、事前に伐採造林届の提出が必要です。伐採する30日前までに町へご提出ください。また、添付書類も提出が義務化されていますので、併せてご提出ください。※多古町地域森林計画の対象となっている森林。伐採する場所が対象となっているかは、「ちば情報マップ」をご覧ください(自宅の裏山も対象になっている場合があります)。



町ホームページ



ちば情報マップ



詳しくは町ホームページをご覧ください。

添付書類	具体的な内容
①森林の位置図・区域図	届出対象の森林の位置や伐採区域が分かる図面(縮尺は任意です)
②届出者の確認書類	個人●氏名・住所が分かる書類(マイナンバーカードなど)の写し 法人●法人の登記事項証明書などの写し、法人番号が記載された書類 ※法人ではない団体の場合は、代表者の氏名や規約、その他当該団体の組織および運営に関する定めを記載した書類
③他法令の許認可関係書類(該当する場合のみ)	届出対象の森林の伐採に関し、他の行政庁の許認可が必要な場合に、その申請状況が分かる書類(許認可後の場合は許可書の写しなど)
④土地の登記事項証明書など	土地の登記事項証明書や固定資産税納税通知書の写しなど、届出者に土地所有権または造林権原があることが分かる書類
⑤伐採の権原関係書類(届出者が土地所有者ではない場合)	立木の売買契約書など届出者が立木を伐採する権原を有することが分かる書類
⑥隣接森林との境界関係書類	伐採区域に関し、隣接森林所有者との境界確認状況が分かる書類 ※以下のいずれかに該当する場合には、添付を省略することができます。 A 単木的な伐採など境界に隣接しない場合 B 境界杭などにより境界が明らかな場合 C 誓約書などの提出により、伐採開始前までに境界確認を実施することを明らかにした場合

お問合せ●産業経済課農業振興係 ☎ 76-5404